一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併字崩ノ戸二九一四の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大野字上馬垣谷六一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県富岡市野上字津佐通三四八八の二、三四八八の三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(二)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字磐戸字下悪原一二六二の一
(三)　指定の目的　土砂の流出の防備
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに富岡市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

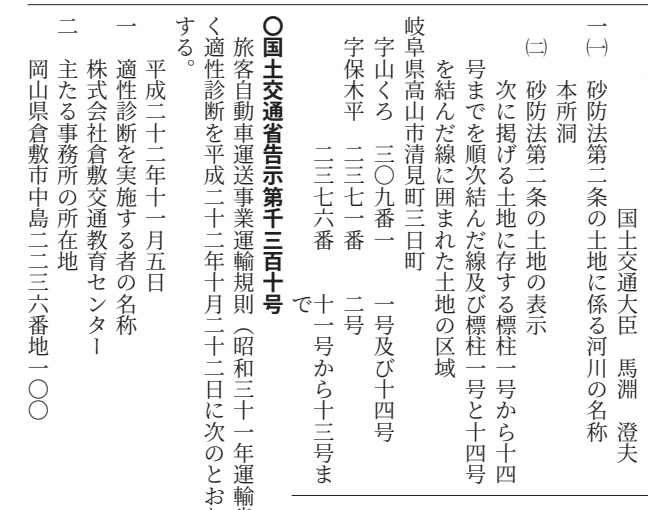
○農林水産省告示第千八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市伊香保町湯中子字クノギ坂八八三の一、八八四の一、八八九の三（次の図に示す部分に限る。）、八九六の一、吾妻郡東吾妻町大字大戸字大谷沢一一六三、字長藤一五八三、一五八四の一、一五八四の二、一五九九の一、利根郡片品村大字菅沼字毛内六九六の一、六九七の一、六九八の一、七〇一から七〇三まで、甲七二一、七二二、七二三の一、七二八、甲七三〇の一、甲七三〇の二、大字御座入字丸山九一〇の四、九一〇の七、昭和村大字赤城原字中原一〇四七の二四、字上原一八八の一〇



二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに渋川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
本所洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県高山市清見町三日町
字山くろ　三〇九番一　一号及び十四号
字保木平　二三七一番　二号
二三七六番　十一号から十三号まで

○国土交通省告示第千三百十号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十二年十月二十二日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月五日

一　適性診断を実施する者の名称
株式会社倉敷交通教育センター
二　主たる事務所の所在地
岡山県倉敷市中島二二三六番地一〇〇
字堂ケ洞　二三六七番　三号、九号及び十号
字洞口　一六九二番三　四号
一六九二番一　五号
一六九四番一　六号
一六九六番二　七号及び八号

○国土交通省告示第千三百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ソグラ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県松本市奈川
一七一四番六　一号から五号まで
一七一四番一六　六号から十二号まで
一四〇三番二　十三号及び十四号
一四〇三番一　十五号及び十六号
一四〇二番　十七号
一四〇〇番二　十八号及び十九号
一四〇〇番四　二十号及び二十一号
一三九九番一　二十二号及び二十三号
一三九六番一　二十四号
一三九五番一　二十五号及び二十六号
一三九四番一　二十七号
一三九三番三　二十八号